

# 新型コロナウイルス感染症、5類感染症へ移行後どうなる？

# Q&A

令和5年5月8日以降、5類感染症へ移行となり、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められませんが、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありません。今後の対応等についてお知らせいたします。

**Q** 体調に異変を感じたら（もしかしてコロナに感染したかも…） どうしたらいいのでしょうか？

**A** 医療機関へは**事前に連絡**し、感染対策を行って受診しましょう。  
 （新型コロナウイルスは感染力が強いため、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方を守るためにも医療機関、薬局、高齢者施設へ行くときはマスクを着用しましょう）



**Q** もし新型コロナにかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

**A** 外出を控えることが推奨される期間等を以下に示しています。

外出を控えることが推奨される期間	周りの方への配慮
<p>発症日を0日目<sup>※1</sup>として5日間は外出を控え<sup>※2</sup>、かつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え様子を見ること<b>が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。</b></li> </ul> <p><sup>※1</sup> 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。  <sup>※2</sup> こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。</p>	<p>10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。</p> <p><sup>※</sup>発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。</p> <p><sup>※</sup>乳幼児のマスクの着用については、2歳未満には要めず、2歳以上についても求めています。</p>
<p><b>学校への出席停止期間</b></p> <p>「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。  <small>学校保健安全法施行規則（文科省所管）</small></p> <p><small>※保育所等も同様の期間を「登園のめやす」として示しています。</small></p>	

## 5類感染症へ移行後の対応

（5/8現在 鹿児島県ホームページを参考に作成）

感染者の待期期間	法的根拠はなし 5日間の療養を推奨
学校の出席停止	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
外来医療費	保険診療（本人負担あり） <sup>※</sup> 治療薬のみ9月末まで無料
入院医療費	保険診療（本人負担あり） <sup>※</sup> 9月までは高額療養費の自己負担限度額から2万円減額 <sup>※</sup> 治療薬のみ9月末まで無料
宿泊療養	高齢者及び妊婦等（食費相当の本人負担あり）
ワクチン	2023年度は無料
受診・相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ相談かごしま（発熱時の受診相談等 ☎099-833-3221）  <small>※9月末まで</small></li> <li>受診・相談センター（保健所 ☎0997-82-0149）<sup>※</sup>継続</li> </ul>

お問い合わせ先 与論町保健センター ☎0997-97-5105  
 感染症担当：鬼塚

新型コロナウイルス感染症について  
 （厚生労働省）

